

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年10月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101461号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200077号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和62年12月18日にB社に名称を変更、現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年11月27日から平成4年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、B社における被保険者資格取得年月日が平成4年5月1日となっているが、A社が設立された昭和61年11月27日から、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社の事業主が提出した社員データ、同社に係る閉鎖登記簿謄本及び複数の同僚の回答により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記閉鎖登記簿謄本により、A社は、昭和61年11月27日に設立されたことが確認できるものの、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険適用事業所になったのは、昭和62年4月1日(以下「新規適用日」という。)であり、請求期間のうち同日前の期間は、同社が適用事業所であった記録は見当たらない。

また、オンライン記録により、請求期間当時に事業主であったことが確認できる二人については、一人は既に亡くなっており、別の一人は連絡先が不明なため照会が行えない上、C社の事業主は、請求者の雇用形態、厚生年金保険の加入の取扱い及び請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、請求期間当時の資料がなく不明である旨回答している。

さらに、請求期間のうち新規適用日以降にA社又はB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚36人に照会を行い21人から回答を得たところ、自身の入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得時期が異なる旨回答した者が複数いたものの、上記回答者21人の中に給与明細書を保有している旨回答した者は一人もおらず、厚生年金保険料の控除について確認ができない。

加えて、新規適用日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚一人は、自身の入社日(昭和61年11月頃)から新規適用日までの期間は、住所地の国民健康保険に加

入した旨回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有していない旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。